

## ②インフレ、デフレ

お金や暮らしの知恵を学びましょう！

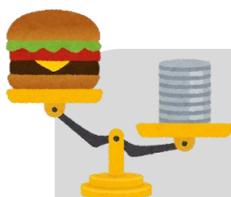
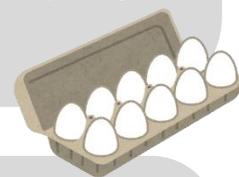
経済や金融に関する言葉の解説 第2回は、「インフレ/デフレ」です。

### インフレーション (インフレ)

ものやサービスの値段が全体的に連続して上がり続ける現象のことです。経済成長(景気が良くなる)には、物価の上昇が伴うと考えられています。

しかし、インフレになると、お金の価値が目減りすることになります。

例えば、5年前には1パック200円で買えた卵が、2年前には250円、今では300円になるなど、ものやサービスが値上がりしていくとします。そうすると、貯めておいた200円では今はもう卵が買えなくなり、額面は変わりませんが、相対的にお金の価値が下がってしまったことになります。



### デフレーション (デフレ)

反対に、ものやサービスの価格が全体的に連続して下がり続ける現象は「デフレーション(デフレ)」です。今より後で買う方が安くなりそうだと

と予想する人が多くなると、企業は価格を下げてても売れなくなるので経済は停滞し、やがて賃金が下がったり失業者が増えたりします。

お金の相対的な価値は上がりますが、お金を得ることが難しい状況になります。

最近、ずいぶん物価が上がっているけれど、あまり景気が良くなった感じはしない・・・



物価の上昇が賃金の上昇に反映されるまで時間がかかったり、賃金の伸びが追いつかなかったりする場合があります。

また、景気が良くなっていないのに、原材料の高騰の影響などで物価が上昇することがあります。これを「スタグフレーション」といいます。

スタグフレーションは物価が上がっても賃金上昇に繋がらないため、人々の生活を圧迫することにもなりかねません。

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆ 子どもに持たせるスマホにはペアレンタルコントロール機能を！
- ◆ つけ爪用接着剤によるやけどに注意！
- ◆ ヘアアイロンによる子どものやけどに注意！
- ◆ 高齢者の消費者被害
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 経済・金融に関する言葉 ②インフレ、デフレ（宮城県金融広報委員会）



## 子どもに持たせるスマホにはペアレンタルコントロール機能を！

### 相談事例



中学生の息子は、私名義で契約し息子を利用者登録したスマートフォンを使用している。このスマホの通信料金は私がクレジットカードで支払っていたが、キャリア決済料を含めた料金が高額なことに気づき内訳を調べると、この5ヶ月間で約5万円がオンラインゲームのアプリで使われていたことが分かった。今は息子のスマホにフィルタリングをかけ、キャリア決済の上限額を引き下げたが、そのように予防ができることを知らなかった。

## ★アドバイス★



- フィルタリング等の設定や利用のルール作りなど、子どもに安全に使用させるために、ネットの利用環境を整えましょう。
- 子どもに持たせるスマホは、ペアレンタルコントロールの機能を利用して保護者がアカウントを管理しましょう。また、保護者のアカウントに決済完了メールが届くよう設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。
- 保護者の同意のない未成年者契約は民法上取り消せますが、保護者アカウントでログインした端末機器で課金した場合、アカウント所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合があります。困ったときは、お住いの市町村の窓口や消費生活センター等にご相談ください。

## つけ爪用接着剤によるやけどに注意！

### 相談事例

●つけ爪用接着剤をデニム、机、じゅうたんにこぼした。熱いので驚いて見ると白煙が出てデニムが溶けており、太ももにやけどをしていた。また、机にこぼした接着剤をティッシュペーパーで拭き取ったところ白煙が出て指が熱くなった。じゅうたんは焼けた。太ももに水ぶくれができ、4回通院した。英語表示ばかりで使い方や注意事項がわからない。(当事者：10歳代)

●つけ爪接着剤を親指の爪につけた際、手のひら側に垂れ、ティッシュペーパーで拭き取ったところやけどをした。皮膚科を受診したらⅡ度の熱傷で1ヶ月以上の通院が必要と診断された。商品の使用方法を熟読したが、使い方によってはやけどを起こすなどの注意表示はなかった。(当事者：10歳代)

### ★アドバイス★

- シアノアクリレート系の物質が含まれる瞬間接着剤は、ティッシュペーパーや衣類など染み込みやすい繊維質のものに染み込んで表面積が拡大すると、急激な化学反応により発熱し、やけどをする場合があります。
- つけ爪用の接着剤にも同様の成分が使われているため、使用する際には、繊維質のものに染み込ませないよう注意しましょう。
- 誤って衣類に付着させた場合は、発熱しないよう大量の水をかけましょう。手指など皮膚についた場合は、ティッシュペーパーなどで拭き取らず、40℃程度の湯の中でもむようにはがしましょう。家具等にこぼした場合は、ポリエチレン手袋をしたうえで布などで手早く拭き取りましょう。拭き取った布なども発熱のおそれがあるため取り扱いに注意しましょう。
- 使用前には商品の表示や取扱説明書を読み、ポリエチレン手袋を装着して扱きましょう。

## ヘアアイロンによる子どものやけどに注意！

### 相談事例

●使用後のヘアアイロンを浴室のドアのタオル掛けに吊るしていたところ、子どもの手にあたってやけどを負った。ヘアアイロンは180℃で使用後、電源を切ってから5分以内であった。左手背に水疱を認めていた。

●電源が入った状態のヘアアイロンを洗面台の上に置いていた。歯磨き中の母の横にいた子どもがコードを引っ張り、ヘアアイロンが子どもの腕に落下した。左手背、左前腕をやけどした。

### ★アドバイス★

- ヘアアイロンは子どもが近づかない場所に置きましょう。
- ヘアアイロンのプレートやパイプは瞬時に高温になります。加熱面以外も高温になるため、取扱いには十分注意し、高温部には決して触れないようにしましょう。
- 電源を切った後でもすぐに温度は下がりません。特に子どもがいる家庭では、使用後のヘアアイロンが冷めるまでの間は置き場所にも十分注意しましょう。

# 高齢者の消費者被害



図. 契約当事者が65歳以上の年度別相談件数と相談全体に占める割合の推移 (国民生活センターより)

高齢者の消費者被害に関する相談が全国の消費生活センター等に多く寄せられています。

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれています。悪質業者は言葉巧にこれらの不安をあり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅にいたることが多いため、電話勧誘販売や家庭訪問による被害にあいやすいのも特徴です。

トラブルにあわないために、高齢者に多いトラブルの事例や手口などの「情報」を集めることはとても有効です。

## 消費者生活センターからのお知らせ

### 2月のカレンダー

| 日       | 月       | 火       | 水       | 木       | 金       | 土       |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 26<br>休 | 27<br>○ | 28<br>○ | 29<br>○ | 30<br>○ | 31<br>○ | 1<br>○  |
| 2<br>休  | 3<br>○  | 4<br>○  | 5<br>D  | 6<br>○  | 7<br>○  | 8<br>○  |
| 9<br>休  | 10<br>○ | 11<br>休 | 12<br>○ | 13<br>○ | 14<br>○ | 15<br>○ |
| 16<br>休 | 17<br>○ | 18<br>○ | 19<br>○ | 20<br>○ | 21<br>○ | 22<br>○ |
| 23<br>休 | 24<br>休 | 25<br>○ | 26<br>○ | 27<br>○ | 28<br>○ | 1<br>○  |

- 宮城県消費生活センターの2月の相談受付日は左表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝日、5日(水)の午前中(相談員研修)は、お休みとなります。
- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)



消費者庁イラスト集より

## 消費生活相談窓口

消費者ホットライン  
ひとりで悩まず まず相談!



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。  
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター  
☎ 022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時  
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

### ◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

#### 仙南圏

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0224-52-5700

#### 大崎圏

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0229-22-5700

#### 栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域  
事務所県民サービスセンター  
☎ 0228-23-5700

#### 石巻圏

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0225-93-5700

#### 登米圏

東部地方振興事務所登米地域  
事務所県民サービスセンター  
☎ 0220-22-5700

#### 気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター  
☎ 0226-22-7000

### ◎ 電子申請による消費生活相談はこちらから



\* 回答は、消費生活相談員から電話で行います。

Twitter やってます。



©宮城県・(株)旭プロダクション

うまい話は  
まず疑う!



必要ないものは  
きっぱり断る!

ひとりで悩まず  
まず相談!



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。